

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

令和3年1月

宇部市

株式会社ミスターマックス・ホールディングス

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書

宇部市（以下「甲」という。）と株式会社ミスターマックス・ホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における物資の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地等へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1） 別表に掲げる物資
- （2） その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、納入場所等を記載した、災害時における物資の供給に関する要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給をした場合は、納付書を添え必要数量納入するものとする

る。

(引渡し等)

第7条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

3 乙が行った運搬に係る費用は、原則として甲が負担するものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては宇部市 健康福祉部 地域福祉・指導監査課とし、乙においては株式会社ミスターマックス・ホールディングス 総務部とする。

(情報交換)

第12条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲

乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年1月27日

甲 山口県宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市
宇部市長 篠崎圭二 印

乙 福岡県福岡市東区松田1丁目5番7号
株式会社ミスターマックス・ホールディングス
代表取締役社長 平野能章 印

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主 な 品 種
作業関係	作業シート、標識ロープ、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウエットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、ガムテープ、簡易ライター、使い捨てカイロ、大人用紙オムツ、乳幼児用紙オムツ、生理用品
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	木炭
電気用品等	懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係	緊急ミニトイレ
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

株式会社ミスターマックス・ホールディングス 様

宇部市長

災害時における物資の供給に関する要請書

災害時における物資の調達及び供給に関する協定書第5条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

物 資 名	数 量	規 格	納入場所	備 考